

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

目次

○一般競争入札(物品の賃借)の実施	(市町村課)	六〇
○一般競争入札(パソコン機器操作研修業務)の資格に関する公示	(情報政策課)	六一
○一般競争入札(パソコン機器操作研修業務)の実施	(情報政策課)	六一
○特定非営利活動法人設立の認証の申請	(生活振興課)	六三
○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業補助対象経費、補助率等の決定(保健福祉部所管分 その六)	(保健福祉部総務課)	六三
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正	(保健福祉部総務課)	六三
○結核予防法による医療担当機関の指定	(保健福祉部総務課)	六五
○平成十四年度毒物劇物取扱者試験の実施	(保健予防課)	六七
○生活保護法による指定医療機関の取消し	(業務課)	六七
○生活保護法による指定介護機関の取消し	(保護課)	六八
○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業補助対象経費、補助率等の決定の一部改正	(保護課)	六八
○土地改良区の定款の変更の認可	(農政課)	六八
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	六九
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定	(土地改良指導課)	六九
○生産事業者の登録内容の変更の届出	(土地改良指導課)	六九
○知事権限に係る保安林の指定	(森林整備課)	六九
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(二件)	(治山課)	六九
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	七〇
○基本測量の終了の通知	(治山課)	七〇
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行事務の開始	(建設部総務課)	七一
○道路の区域の決定	(道路計画課)	七一
○道路の区域の変更(五件)	(道路整備課)	七一
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	七二
○都市計画の変更の決定	(道路整備課)	七二
○都市計画の変更の決定	(都市計画課)	七五

○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知

公 表

○知事表彰の受賞者

公 告

○争議行為の通知

支庁告示

○軽油引取税に係る特約業者の指定

道立江差病院告示

○種馬鈴しよ集荷販売業者の登録の変更

道立寿都病院告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

道立紋別病院告示

○一般競争入札(物品の賃借)の資格に関する公示

道立北見病院告示

○一般競争入札(物品の賃借)の資格に関する公示

道立羽幌病院告示

○一般競争入札(物品の賃借)の資格に関する公示

道立緑ヶ丘病院告示

○一般競争入札(物品の賃借)の資格に関する公示

道立向陽丘ヶ病院告示

○一般競争入札(物品の賃借)の資格に関する公示

道立釧路病院告示

○一般競争入札(物品の賃借)の資格に関する公示

道立苫小牧病院告示

○一般競争入札(物品の賃借)の資格に関する公示

(建築指導課)

(人事課)

(労政福祉課)

(税務課)

- 一般競争入札（物品の賃借）の実施
道立中央農業試験場告示 九四
- 一般競争入札（電話交換業務）の資格に関する公示
道立林業試験場告示 九五
- 一般競争入札（物品の賃借）の実施
道教育庁空知教育局告示 九六
- 一般競争入札（物品の賃借）の実施
道警察本部告示 九七
- 一般競争入札の実施に関する公告（二件） 九八

告 示

北海道告示第343号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
政治団体電算システムに使用するサーバ 1式（1月当たりの単価）
(2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納 入 期 日 平成14年3月22日（金）
(4) 契 約 期 間 平成14年3月22日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月21日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(5) 納 入 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応のとれる体制を有すること。
(4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第

167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。

ア 申 請 の 時 期 平成14年3月8日から14日まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局
電話番号 011-231-4111 内線 23-518
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局

5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会室

(2) 入 札 日 時 平成14年3月18日（月）午前10時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局

(2) 交 付 方 法 (1)の場所て交付する。
8 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
10 契約書作成の要否
要

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道選挙管理委員会事務局

イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011－231－4111 内線 23－518

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第344号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年3月8日に一般競争入札の公告を行う平成14年度パソコン機器操作研修業務委託契約

(2) 資 格 平成14年度パソコン機器操作研修業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 平成14年度パソコン機器操作研修業務委託
資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年3月8日の直前の納期限までの道税を滞納していないこと。

(5) 平成14年3月8日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

(6) 資本金は300万円以上であること。

(7) 講師を6名以上擁していること。

(8) 過去に、次に掲げるソフトウェアの研修を行った実績があること。

ア 一太郎9以上（㈱ジャストシステム）

イ Microsoft Excel 97以上（マイクロソフト㈱）

ウ ホームページビルダーver 6（日本IBM㈱）等のホームページ作成ソフト

(9) 札幌市内にパソコン研修を行える施設を確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から26日までの開庁時間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合企画部情報政策課

イ 提出先の所在地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011－231－4111 内線 23－226

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

第1346号

報 公 道 海 北

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第345号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年3月8日 北海道知事 堀 達 也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 調達をする役務の名称 平成14年度パソコン機器操作研修業務委託 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 契約の日から平成14年11月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第344号に規定する平成14年度パソコン機器操作研修業務の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目		北海道庁4階 総合企画部会議室 平成14年4月5日（金）午前10時30分 (2) 入 札 日 時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課	
---	--	---	--

イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011－231－4111 内線 23－226

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 346 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成14年1月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 さっぽろ村コミュニティ工房
- (3) 代表者の氏名 小倉 英俊
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区北22条東6丁目4番1号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、札幌市東区およびその周辺部において、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域住民団体、地域内の非営利の市民活動団体、企業、商店街、教育機関、行政等と連携し、コミュニティ放送やインターネット等の媒体を利用した情報交流活動、地域文化を醸成する人材育成、及び非営利の市民活動団体の活動に対する助言と支援に関する事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年1月29日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 洞爺にぎわいネットワーク
- (3) 代表者の氏名 白井 祐輔
- (4) 主たる事務所の所在地 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町133番地7号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、虻田町及び周辺地域に対して住民ネットワークによるまちづくり、ホスピタリティー運動の推進など地域住民が主体となって、地域活性化に関する事業を行い、まちづくりに寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成14年2月18日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 極楽会
- (3) 代表者の氏名 長谷川勝也
- (4) 主たる事務所の所在地 旭川市永山町2条2丁目143番地の3号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は痴呆症高齢者や、その家族のためのグループホームと在宅の要援護老人に対して、通所による各種サービスの提供を行うデイサービスセンターに関する事業等を行い、地域における高齢者の福祉増進に寄与することを目的とする。

この法人は、子供から大人まで多くの人々に対して、北海道のアウトドア活動の振興を図るための人材育成、持続可能なアウトドアファーストの保全活動、アウトドア活動の普及・啓発に関する事業を行い、人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成14年2月21日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道アウトドア協会
- (3) 代表者の氏名 工藤 達人
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北5条西2丁目1番 札幌ターミナルビル3階
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、子供から大人まで多くの人々に対して、北海道のアウトドア活動の振興を図るための人材育成、持続可能なアウトドアファーストの保全活動、アウトドア活動の普及・啓発に関する事業を行い、人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成14年2月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 ネット・プロジェクト・オホーツク・クラスター
- (3) 代表者の氏名 奥山 壽雄
- (4) 主たる事務所の所在地 紋別市幸町4丁目2番6号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、主として遠軽・紋別地区社会に対して、同地区の産業活性化と社会環境の整備に関する事業を行い、同地区の再生・創造に寄与することを目的とする。

北海道告示第 347 号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

(保健福祉部所管分 その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 民間児童厚生施設等活動推進事業 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための活動推進事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。） 社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（札幌市の区域外に施設を設置しているものに限る。以下「社会福祉法人等」という。）	1 民間児童厚生施設活動推進事業に必要な経費（賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費又は委託料（市町村が社会福祉法人等に委託した場合に限る。以下同じ。） 2 児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費又は委託料若しくは負担金、補助金及び交付金（社会福祉法人等に助成した場合に限る。）	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第155号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第155号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
2 地域組織活動育成事業 母親等の積極的な参加による地域組織活動を促進し、家庭児童の健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	地域組織の活動を育成助長するための負担金、補助及び交付金	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第153号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第154号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
3 放課後児童対策事業 居間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	放課後児童対策事業に必要な経費（飲食物費を除く。）	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第156号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第156号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
4 子育て支援短期利用事業 保護者の社会的事由等によって家庭における児童の	市町村（札幌市を除く。）	市町村が行う子育て支援短期利用事業に必要な経費	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第159号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日	

養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	保福第159号様式	提出先 支庁
---	-----------	--------

北海道告示第 348 号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

保福第159号様式を次のように改める。

保福第159号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

子育て支援短期利用事業実施計画（実績）書

市町村名 _____

1 短期入所生活援助事業

実施施設 施設名	(施設種別) 施設名	年 齢 区 分	利 用 実 人 員				利 用 延 日 数				事業 単 価 円	利 用 者 負 担 額 円				市 町 村 負 担 単 価 (円)				所 要 額				計 (G+H +I) 円
			生活保 護世帯	非課 税世 帯	その 他世 帯	計	生活保 護世帯 A	非課 税世 帯B	その 他世 帯C	計		生活保 護世 帯	非課 税世 帯	その 他世 帯	計	生活保 護世 帯D	非課 税世 帯E	その 他世 帯F	計	生活保 護世 帯(A×D) G	非課 税世 帯(B×E) H	その 他世 帯(C×F) I		
(乳・養・母・他・里)		2 歳 未 満 児	人	人	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		2 歳 以上 児																						
		緊急一時保護の母親																						
(乳・養・母・他・里)		2 歳 未 満 児																						
		2 歳 以上 児																						
		緊急一時保護の母親																						
(乳・養・母・他・里)		2 歳 未 満 児																						
		2 歳 以上 児																						
		緊急一時保護の母親																						
(乳・養・母・他・里)		2 歳 未 満 児																						
		2 歳 以上 児																						
		緊急一時保護の母親																						
(乳・養・母・他・里)		2 歳 未 満 児																						
		2 歳 以上 児																						
		緊急一時保護の母親																						
(乳・養・母・他・里)		2 歳 未 満 児																						
		2 歳 以上 児																						
		緊急一時保護の母親																						

[illegible]

2 夜間養護等事業

[illegible]

(乳・養・母・他・里)																			
(乳・養・母・他・里)																			
(乳・養・母・他・里)																			
(乳・養・母・他・里)																			
合 計																			

- 注1 この様式は子育て支援短期利用事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告する場合に使用すること。
- 2 「実施施設」欄の「施設種別」は、該当するものに○印を付すこと。「乳」は乳児院、「養」は養護施設、「母」は母子寮、「他」はその他の児童福祉施設、「里」は里親を表す。
- 3 「利用実人員」欄には、実施施設及び年齢区分（「2 夜間養護等事業」の項においては実施施設別）別に、利用した者の実人員を記載すること。1人の者が数回にわたり利用した場合においては1人として算すること。
- 4 この様式中「非課税世帯」とは、市町村民税非課税世帯をいう。

北海道告示第 349 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年3月8日

医療機関の名称	開設者	所在地	指定年月日
有限会社ハルミ薬局	有限会社ハルミ薬局	小樽市新光1－10－12	平成13.12.1
札幌・すがた医院	菅田 忠夫	同 緑2－1－8	同 14.2.1
みずす調剤薬局	有限会社みずす調剤薬局	函館市松陰町1－30－604	同 14.2.27

北海道告示第 350 号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づく平成14年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 試験の日時 平成14年7月31日（水曜日） 午後1時から午後4時30分まで
- 2 試験地 札幌市、旭川市及び帯広市
- 3 試験の種類
- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- ア 特定品目毒物劇物取扱者試験
- イ 内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験
- （毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）附則第3項後段に規定する特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。以下同じ。）
- 4 試験の区分及び科目並びにその試験方法
- (1) 試験の区分及び科目
- ア 筆記試験
- （ア）毒物及び劇物に関する法規
- （イ）基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物、内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法 イ 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法 (2) 試験方法 試験は、筆記の方法により実施する。 5 受験願書の提出先及び提出期間 (1) 提 出 先 ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所を有する者 最寄りの道立保健所（支所を含む。）に提出すること。 イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所を有する者 住所地为所管する保健所に提出すること。 ウ 道外に住所を有する者 北海道保健福祉部業務課（専用郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目）に提出すること。 (2) 提出期間 平成14年4月1日（月）から5月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）とする。 なお、郵送の場合は、平成14年5月15日までの消印のあるもの限り受け付ける。 6 提出書類 (1) 受験願書 1部（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35条）別記第2号様式によるものとする。） (2) 戸籍抄本 1部 (3) 写 真 1葉（最近半年以内に撮影した名刺型縦9.0cm×6.5cm、脱帽、正面上半身のものとし、裏面に撮影年月日及び氏名を自書した上、台紙にはり付けること。また、台紙にも撮影年月日及び氏名を自書すること。） (4) 毒物劇物取扱者試験入力通知書（試験の種類、氏名、現住所等を記入する電算入力用の用紙） 7 受験手数料 1部 10,800円（受験願書に受験手数料に相当する額面の北海道収入証紙をはり付け、印章又	
--	--

は署名により消印すること。） 8 問い合わせ先 保健所（支所を含む。）又は北海道保健福祉部業務課麻薬係（電話番号 011－231－4111 内線 25－571） 9 その他 (1) 受験願書の住所の欄には、出願者の住所のほかは郵便番号を併記すること。 (2) 試験会場は、出願者に送付する受験票により通知する。 (3) 受験願書の提出後は、試験の種類を変更できない。 (4) 受験願書の提出後は、受験しない場合でも受験手数料を返還しない。	
北海道告示第 351 号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消した。 平成14年3月8日	北海道知事 堀 達 也
1 医 療 機 関 の 名 称 医療法人社団北真会 藤田病院 2 所 在 地 網走市南5条西2丁目3番地 3 取消しの効力発生年月日 平成14年3月15日	
北海道告示第 352 号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項の規定により、次のとおり指定介護機関の指定を取り消した。 平成14年3月8日	北海道知事 堀 達 也
1 介 護 機 関 の 名 称 医療法人社団北真会 藤田病院 2 所 在 地 網走市南5条西2丁目3番地 3 取消しの効力発生年月日 平成14年3月15日	
北海道告示第 353 号 平成13年北海道告示第2157号（平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。 平成14年3月8日	北海道知事 堀 達 也
2 食肉処理施設整備事業の事項中	

「2分の1以内
(ただし、焼却
施設の整備にあ
っては、3分の
2以内)」

を

「2分の1以内
(ただし、焼却
施設及び畜糞除
去設備の整備に
あっては、3分
の2以内)」

に改める。

北海道告示第 354 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、平成14年2月26日、南
岩見沢土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 355 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年3月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	堀 達 也 所 在 場 所
西 貢	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、農道)	北海道石狩支庁
川 南	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ)	同
老 節 布	畑地帯総合整備 (農業用排水、農道、暗きよ、区画整理)	北海道上川支庁

北海道告示第 356 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第8条第1
項の規定により、豊富町の行う土地改良 (南豊富西11号地区基盤整備促進 [基盤整備] (農
道)) 事業の土地改良事業計画の協議について審査の結果、適当と決定した。
その関係書類は、北海道宗谷支庁に備え置いて、平成14年3月12日から20日間、一般の縦
覧に供する。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 357 号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の
内容に変更があった旨の届出があった。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

登 録 番 号	変 更 事 項	変 更 前 の 登 録 内 容	変 更 後 の 登 録 内 容
北海道 3004	氏名又は名称及 び住所	谷口 功 亀田郡大野町本町48	有限会社 谷口精光園 亀田郡大野町本町48
	事業所の名称及 び所在地	谷口 功 亀田郡大野町本町48	有限会社 谷口精光園 亀田郡大野町本町48
北海道 3022	氏名又は名称及 び住所	鈴木 博 亀田郡大野町字向野52番地	有限会社 鈴木種苗農園 亀田郡大野町字向野52番地
	事業所の名称及 び所在地	鈴木 博 亀田郡大野町字向野52番地	有限会社 鈴木種苗農園 亀田郡大野町字向野52番地
北海道 3023	氏名又は名称及 び住所	島津 清美 亀田郡大野町字千代田318 番地	有限会社 島津農園 亀田郡大野町字千代田318 番地
	事業所の名称及 び所在地	島津 清美 亀田郡大野町字千代田318 番地	有限会社 島津農園 亀田郡大野町字千代田318 番地

北海道告示第 358 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指
定する。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林の所在場所 河西郡中札内村協和東4線548の1、共栄東4線548の4、
564の1、565の1
- 2 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 359 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年3月8日

1(1) 解除予定保安林の所在 北海道知事 堀 達 也
場所 網走郡女満別町字湖南356の2、357の2

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在 網走郡女満別町字開陽393の3
場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第 360 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年3月8日

1(1) 解除予定保安林の所在 北海道知事 堀 達 也
場所 河西郡更別村字上更別472・473の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 広尾郡大樹町字美成97（次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在 広尾郡広尾町字紋別8700の1・8700の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、8700の3
場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 361 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年3月8日

1(1) 解除に係る保安林の所 北海道知事 堀 達 也
在場所 河東郡鹿追町上然別西9線15の11・15の20・16の10（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除に係る保安林の所 広尾郡広尾町字ルベシベツ752（次の図に示す部分に限る。）
在場所

(2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び広尾町役場に

備え置いて縦覧に供する。) _____

北海道告示第 362 号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年 3 月 8 日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 作業種類 地域基準点測量 (二次基準点測量)
- (2) 作業期間 平成13年 7 月12日から 9 月30日まで
- (3) 作業地域 釧路市、釧路町、白糠町、鶴居村

- 2(1) 作業種類 電子基準点現地調査作業
- (2) 作業期間 平成13年 6 月 2 日から 7 月31日まで
- (3) 作業地域 上川町、愛別町、旭川市、美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町、上士幌町

- 3(1) 作業種類 火山変動測量
- (2) 作業期間 平成13年 5 月 9 日から11月30日まで
- (3) 作業地域 千歳市、苫小牧市、白老町

- 4(1) 作業種類 基準点測量
- (2) 作業期間 平成13年 6 月13日から 7 月31日まで
- (3) 作業地域 利尻富士町

- 5(1) 作業種類 基準点測量
- (2) 作業期間 平成13年 5 月 1 日から12月26日まで
- (3) 作業地域 稚内市、美瑛市、北村、由仁町、新十津川町、秩父別町、沼田町、増毛町、小平町、羽幌町、豊富町、滝上町、豊頃町、足寄町、標茶町、別海町

- 6(1) 作業種類 基本測量
- (2) 作業期間 平成13年 8 月20日から10月 2 日まで
- (3) 作業地域 美瑛市、江別市、千歳市、苫小牧市、厚田村、新十津川町、石狩市、当別町、栗沢町、由仁町、穂別町、厚真町

北海道告示第 363 号

過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第14条第 1 項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年 3 月 8 日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 秩父別町道 2 条路線
- 2 工 事 区 間 雨竜郡秩父別町字中山109番1181地先から雨竜郡秩父別町字秩父別1663番 3 地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事開始の日 平成14年 3 月14日

北海道告示第 364 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項及び第88条第 2 項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局留萌開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 8 日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道 (開発道路)
- 2 路 線 名 名寄遠別線
- 3 道路の区域 間 敷地の幅員 延 長 備 考
天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部 11.00 m から 1.026 km
森林管理署 1056林班い小班地先から 107.00 m まで
天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部
森林管理署 1075林班ろ小班地先まで

北海道告示第 365 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項及び第88条第 2 項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局函館開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 8 日

北海道知事 堀 達 也

平成14年3月8日

	北海道知事	堀	達	也
--	-------	---	---	---

1 道路の種類	道 道	道 (開発道路)							
2 路 線 名	道 道	名	寄	遠	別	線			
3 道路の区域	道 道	名	寄	遠	別	線			
変更前 後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間						
天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1075林班ろ小班から天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1075林班ろ小班まで	47.50mから93.30mまで	0.115km	—						
天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1075林班ろ小班まで	47.50mから97.50mまで	0.115km	—						
天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1075林班ろ小班から天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1075林班ろ小班まで	18.00mから77.00mまで	0.121km	—						
天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1075林班ろ小班まで	18.00mから107.50mまで	0.121km	—						
天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1075林班ろ小班から天塩郡遠別町字正修国有林留萌北部森林管理署1075林班ろ小班まで	27.00mから42.00mまで	0.031km	—						

北海道告示第 367 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道 道	道 (開発道路)							
2 路 線 名	道 道	名	寄	遠	別	線			
敷 地 の 幅 員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間	縦 覧 場 所						
17.39mから26.55mまで	709.30m	—	北海道札幌土木現業所						
23.48mから45.50mまで	712.58m	—							

1 道路の種類	道 道	道 (開発道路)							
2 路 線 名	道 道	名	寄	遠	別	線			
3 道路の区域	道 道	名	寄	遠	別	線			
変更前 後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間						

檜山郡上ノ国町字湯ノ岱695番5地先から檜山郡上ノ国町字湯ノ岱692番1地先まで	21.00mから43.00mまで	0.080km	—						
檜山郡上ノ国町字湯ノ岱716番3地内	21.00mから68.00mまで	0.080km	—						
檜山郡上ノ国町字湯ノ岱	30.00mから31.00mまで	0.040km	—						
檜山郡上ノ国町字湯ノ岱	34.00mから38.00mまで	0.040km	—						
檜山郡上ノ国町字湯ノ岱688番1地先から檜山郡上ノ国町字湯ノ岱国有林檜山森林管理署2219林班ろ小班地先まで	22.00mから41.00mまで	0.120km	—						
檜山郡上ノ国町字湯ノ岱276番1地内	22.00mから81.00mまで	0.120km	—						
	23.00mから35.00mまで	0.020km	—						
	29.00mから35.00mまで	0.020km	—						

北海道告示第 366 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局留萌開発建設部、建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

1 道路の種類	道 道	道 (開発道路)							
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	道 道	名	区	間	変更前 後の別				
夕張岩見沢線	空知郡栗沢町美流渡西町109番14地先から空知郡栗沢町美流渡西町93番6地先まで	空知郡栗沢町美流渡西町109番4地先から空知郡栗沢町美流渡西町93番6地先まで			前				

夕張岩見沢線	空知郡栗沢町美流渡西町109番1地先から	前	8.00mから 23.50mまで	723.80m	—	北海道札幌土木現業所
	空知郡栗沢町美流渡西町93番6地先まで					
	空知郡栗沢町美流渡西町95番1地先から	後	20.00mから 26.55mまで	233.00m	—	
	空知郡栗沢町美流渡西町109番4地先から					
	空知郡栗沢町美流渡西町93番6地先まで	後	23.48mから 45.50mまで	712.58m	—	
	空知郡栗沢町美流渡西町93番6地先から	前	10.50mから 32.88mまで	440.00m	—	
	岩見沢市朝日町124番1地先まで	前	13.00mから 36.19mまで	440.00m	—	
		前	9.73mから 30.00mまで	447.50m	—	
		後	13.00mから 36.19mまで	440.00m	—	
		前	23.00mから 27.00mまで	550.00m	—	

栄町温泉線	余市郡余市町栄町992番1地先から	前	21.00mから 123.00mまで	550.00m	—	北海道小樽土木現業所
	余市郡余市町栄町772番1地先まで	後	13.00mから 17.50mまで	300.00m	—	
		前	13.00mから 17.50mまで	300.00m	—	
		後	13.00mから 17.50mまで	300.00m	—	
		前	13.00mから 17.50mまで	300.00m	—	
		後	13.00mから 17.50mまで	300.00m	—	
		前	13.00mから 17.50mまで	300.00m	—	
		後	13.00mから 17.50mまで	300.00m	—	
		前	13.00mから 17.50mまで	300.00m	—	
		後	13.00mから 17.50mまで	300.00m	—	

美川黒松内線	寿都郡黒松内町字黒松内123番1地先から	前	7.18mから 26.08mまで	151.58m	—	北海道函館土木現業所
	寿都郡黒松内町字黒松内202番1地先まで	後	8.89mから 26.08mまで	140.22m	—	
		前	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		後	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		前	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		後	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		前	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		後	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		前	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		後	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	

松前停車場線	松前郡松前町字博多170番1地先から	前	8.89mから 26.08mまで	140.22m	—	北海道帯広土木現業所
	松前郡松前町字博多36番地先（一般国道228号交点）まで	後	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		前	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		後	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		前	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		後	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		前	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		後	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		前	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	
		後	14.00mから 54.00mまで	4.515.63m	—	

一般国道228号における
12.00mの間
道道松前港線における
15.72mの間
一般国道228号における
12.40mの間
道道松前港線における
6.80mの間

微別原野釧路線 阿寒郡阿寒町字ニニシベツ原野111番1地先から
阿寒郡阿寒町字ニニシベツ原野19線128番7地先まで

前	6.00mから 24.85mまで	1,555.38m	北海道釧路土木現業所
後	6.00mから 38.90mまで	1,555.38m	
後	13.79mから 39.08mまで	1,476.00m	

北海道告示第 368 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名	恵庭岳公園線	
3 道路の区域	間	変更前 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 後の別

恵庭市盤尻石狩森林管理署 15.06mから 1,940.00m
5173林班い5小班地先から 90.23mまで
恵庭市盤尻石狩森林管理署 16.27mから 1,940.00m
5176林班い2小班地先まで 90.23mまで

北海道告示第 369 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名	枝幸宮成子府線	
3 道路の区域	間	変更前 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 後の別

枝幸郡中頓別町字岩手69番 10地先から枝幸郡中頓別町 字小頓別24番1地先まで	前	16.00mから 42.00mまで	607.50m	一般国道275号 重複10.00m
枝幸郡歌登町毛登別1525番 1地先から枝幸郡中頓別町 字小頓別753番地先まで	前	20.00mから 101.00mまで	583.28m	一般国道275号 重複10.79m
枝幸郡中頓別町字岩手69番 10地先から枝幸郡中頓別町 字小頓別24番1地先まで	後	16.00mから 42.00mまで	607.00m	一般国道275号 重複10.00m
枝幸郡歌登町毛登別1525番 1地先から枝幸郡中頓別町 字小頓別753番地先まで	後	20.00mから 101.00mまで	583.28m	一般国道275号 重複10.79m

北海道告示第 370 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月8日

1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名	ウエソナイ幌内保線	
3 道路の区域	間	変更前 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 後の別

枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町256番1地先から枝幸郡枝幸町 新栄町906番3地先まで	前	14.54mから 21.81mまで	483.05m	—
	後	22.00mから 23.03mまで	483.05m	—

北海道告示第 371 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 8 日

北海道知事 堀 達 也

1 北見都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・6号	南 大 通	北見市三輪	北見市小泉	北見市常盤町4丁目

幹線街路	3・3・50号	小 泉 東 通	北見市小泉	北見市小泉	北見市小泉
------	---------	---------	-------	-------	-------

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 富良野都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・3号	東 5 条 通	富良野市日の出町	富良野市末広町	富良野市幸町

幹線街路	3・4・8号	相 生 通	富良野市日の出町	富良野市桂木町	富良野市桂木町
------	--------	-------	----------	---------	---------

幹線街路	3・4・9号	栄 町 通	富良野市日の出町	富良野市若葉町	富良野市栄町
------	--------	-------	----------	---------	--------

幹線街路	3・4・10号	朝 日 通	富良野市新富町	富良野市朝日町	富良野市朝日町
------	---------	-------	---------	---------	---------

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 白糠都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・2号	駅 前 通	白糠町東1条南1丁目	白糠町東1条南3丁目	白糠町東1条南2丁目

幹線街路	3・4・6号	公 園 通	白糠町東2条南2丁目	白糠町東1条北8丁目	白糠町東2条北5丁目
------	--------	-------	------------	------------	------------

幹線街路	3・4・7号	若 葉 通	白糠町東1条北2丁目	白糠町東2条北2丁目	白糠町東2条北2丁目
------	--------	-------	------------	------------	------------

幹線街路	3・4・8号	下 庶 路 通	白糠町西庶路東2条南2丁目	白糠町西庶路東2条北3丁目	白糠町西庶路東2条北1丁目
------	--------	---------	---------------	---------------	---------------

幹線街路	3・4・9号	明 治 通	白糠町西庶路西1条南2丁目	白糠町西庶路西2条北3丁目	白糠町西庶路西1条北3丁目
------	--------	-------	---------------	---------------	---------------

幹線街路	3・4・10号	宮 下 通	白糠町庶路基線	白糠町庶路甲区	白糠町庶路東1線
------	---------	-------	---------	---------	----------

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4 中標津都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類 公園

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 追加する部分

名	称	位 置
6・5・1	中標津町運動公園	標津郡中標津町字中標津

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

5 岩内都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類 公園

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 変更する部分

名	称	位 置
5・5・1	いわないリゾートパーク	岩内町字野東及び字敷島内

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

6 釧路都市計画緑地に係る事項

(1) 都市計画の種類 緑地

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 変更する部分

(ア) 変更前

名	称	位 置
---	---	-----

1 釧路川緑地 釧路市新富士1丁目、鳥取南2丁目、鳥取大通1丁目、昭和町1丁目、昭和、宝町、川端町、住之江町、新橋大通、治水町、東川町、愛国		
(イ) 変更後	名 称	置 位
1 新釧路川緑地	釧路市新富士1丁目、鳥取南2丁目、鳥取大通1丁目、昭和町1丁目、昭和、宝町、川端町、住之江町、新橋大通、治水町、東川町、愛国	
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)		
北海道告示第 372 号		
次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。		
なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。		
平成14年3月8日		
1(1) 住 所	札幌市白石区川北2332番地1	北海道知事 堀 達 也
(2) 商号又は名称	成興運輸株式会社	
(3) 代表者氏名	島津 成享	
(4) 免許証番号	平成10年9月20日 北海道知事石狩4第5015号	
2(1) 住 所	札幌市白石区栄通3丁目1番38号	
(2) 商号又は名称	株式会社リアルティ	
(3) 代表者氏名	山下 正紀	
(4) 免許証番号	平成10年9月8日 北海道知事石狩3第5755号	
3(1) 住 所	札幌市中央区大通西8丁目2番地39	
(2) 商号又は名称	日東都市開発株式会社	
(3) 代表者氏名	和田 哲哉	
(4) 免許証番号	平成10年5月15日 北海道知事石狩4第4870号	
公 報		
北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。		

平成14年3月8日	北海道知事 堀 達 也
北海道科学技術賞	
市(区)町村名	氏名又は団体名 功 績 の 内 容
江 別 市	井 上 久 遠 科 学 技 術 功 労
札幌市豊平区	喜 田 宏 同
札幌市南区	神 保 孝 一 同
北海道医療労働組合連合会 執行委員長 名知 隆之から、平成13年2月28日、次のとおり 争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知 があった。	
平成14年3月8日	北海道知事 堀 達 也
1 事 件	(1) 賃金引上げ等の要求に関する係争 (2) 雇用の確保等の要求に関する係争 (3) 労働条件の改善等の要求に関する係争 (4) その他の要求に関する係争
2 日 時	平成14年3月14日午前8時30分以降本問題解決に至るまでの期間
3 場 所	次の事業所において、北海道医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場 北海道療育園、函館中央病院、静和記念病院、根室隣保院附属病院、森の里病院、恵和会宮の森病院、老健くしろ、北海道勤労者医療協会（以下「道勤医協」という。）本部事務局、道勤医協中央病院、道勤医協伏古10条クリニック、道勤医協札幌ひがし訪問看護ステーション、道勤医協札幌病院、道勤医協菊水こども診療所、道勤医協きくすい訪問看護ステーション、道勤医協札幌病院在宅看護支援センター、道勤医協札幌幌丘珠病院、道勤医協札幌北区病院、道勤医協札幌北區訪問看護ステーションふれあい、道勤医協札幌西區病院、道勤医協札幌にし訪問看護ステーション、道勤医協苫小牧病院、道勤医協札幌幌診療所、道勤医協たまこまい訪問看護ステーション、道勤医協月寒医院、道勤医協つきさむ訪問看護ステーション、道勤医協平和通りクリニック、道勤医協老人保健施設柏ヶ丘、道勤医協柏ヶ丘訪問看護ステーション、道勤医協もみじ台内科診療所、道勤医協札幌みなみ診療所、道勤医協札幌幌歯科診療所、道勤医協もみじ台歯科診療所、道勤医協札幌ふしこ歯科診療所、道勤医協訪問看護ステーションとうべつ、道勤医協小樽診療所、道勤医協訪問看護ステーションとうべつ、道勤医協小樽診療

4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。	
公 告	
地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。	
平成14年3月8日	北海道知事 堀 達 也
1 氏 名 又 は 名 称	住友商事北海道株式会社
2 代 表 者 の 氏 名	佐藤 隆
3 主たる事務所又は事業所の所在地	千歳市千代田町4丁目1番地
4 指 定 の 年 月 日	平成14年2月1日
支 庁 告 示	

北海道渡島支庁告示第4号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、平成13年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録事項について、次のとおり変更する。

平成14年3月8日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

〈変更前〉

登録事項	登録年月日	住 所	氏 名 又 は 名 称	集荷地域
渡島第11号	平成13. 8.23	上磯郡知内町 字重内66番地の11	知内農業協同組合 代表理事組合長 替 地 健治	厚沢郡町、 八雲町、 大樹町、 端野町、 千歳市
渡島第12号	同	上磯郡上磯町 飯生1丁目6 番8号	上磯町農業協同組合 代表理事組合長 阿 部 清	厚沢郡町、 八雲町、 大樹町、 端野町、 千歳市
渡島第13号	同	函館市湯川町 3丁目16番9 号	函館市農業協同組合 代表理事組合長 石 田 昭男	北海道一

療所、道勤医協おたる訪問看護ステーション、道勤医協余市診療所、道勤医協よいち訪問看護ステーション、道勤医協黒松内診療所、道勤医協くろまつない訪問看護ステーション、道勤医協室蘭診療所、道勤医協厚賀診療所、道勤医協浦河診療所、道勤医協神威診療所、道勤医協うたしない訪問看護ステーション、道勤医協芦別平和診療所、道勤医協上砂川診療所、道勤医協札幌看護専門学校、道勤医協ヘルパーセンター、道勤医協中央病院附属ばぶら保育園、オホーツク勤労者医療協会、オホーツク勤医協北見病院、訪問看護ステーションたんばぼ、道北勤労者医療協会（以下「道北勤医協」という。）本部、道北勤医協一条通病院、道北勤医協旭川医院、道北勤医協旭川北医院、道北勤医協宗谷医院、道北勤医協老人保健施設かたくりの郷、道北勤医協在宅介護支援センターかぐら、道北勤医協訪問看護ステーション神楽ほほえみポート、道北勤医協一条クリニックス、道北勤医協訪問看護ステーション東光ぬくもりポート、道北勤医協訪問看護ステーション宗谷さわやかポート、道北勤医協訪問看護ステーションひろがり、道北勤医協一条通病院附属たんばぼ保育園、道南勤労者医療協会（以下「道南勤医協」という。）本部事務局、道南勤医協函館校北病院、道南勤医協訪問看護ステーション千代ヶ台、道南勤医協江差診療所、道南勤医協八雲ユーラツア医院、道南勤医協老人介護支援センター稜北、道南勤医協ヘルパーステーション稜北、道南勤医協ヘルパーステーションゆいっこ、道南勤医協どろんこ保育所、道東勤労者医療協会（以下「道東勤医協」という。）本部事務局、道東勤医協釧路協立病院、道東勤医協くしろ医院、道東勤医協桜ヶ丘医院、道東勤医協訪問看護ステーションひまわりポート、道東勤医協老人保健施設ケアコートひまわり、道東勤医協老人介護支援センターひまわり、道東勤医協あゆみ保育園、十勝勤労者医療協会（以下「十勝勤医協」という。）本部事務局、十勝勤医協帯広病院、十勝勤医協柳町医院、十勝勤医協老人保健施設ケアセンター白樺、十勝勤医協訪問看護ステーションぼつとらいん、十勝勤医協帯広歯科医院、十勝勤医協訪問看護ステーションひだまり、十勝勤医協訪問看護ステーションぼつとらいん柳町、十勝勤医協音更町在宅介護支援センター柳町、十勝勤医協在宅介護支援センター白樺、十勝勤医協ヘルパーステーション白樺、北海道保健企画、伏古ひまわり薬局、ライフサポートひまわり、菊水ひまわり薬局、西区ひまわり薬局、苦小牧ひまわり薬局、北区ひまわり薬局、函館保健企画、しらかは薬局、北健友社、ハート薬局、ショークエン、あじさい薬局

渡島第15号	平成13. 8. 23	亀田郡大野町 本町170番地	渡島大野農業協同組合 代表理事組合長 坂本 和夫	北海道一 円
渡島第16号	同	亀田郡七飯町 字本町311番 地	七飯町農業協同組合 代表理事組合長 坂本 繁	北海道一 円
渡島第17号	同	茅部郡森町字 森川町278番 地2	渡島森農業協同組合 代表理事組合長 三十尾 喜作	森町
渡島第18号	同	山越郡八雲町 字末広町161	北渡農業協同組合 代表理事組合長 太田眞 樹夫	八雲町
檜山第1号	同 13. 8. 6	檜山郡厚沢部 町新町183番 地3	厚沢部町農業協同組合 代表理事組合長 小野寺 仁	厚沢部町 一円
〈変更後〉 登録事項 渡島第11号	登録年月日 平成14. 2. 26	住所 函館市宮前町 33番13号	氏名又は名称 新函館農業協同組合 代表理事組合長 太田眞 樹夫	集荷地域 北海道

北海道網走支庁告示第9号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年3月8日

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

3 開発許可年月日及び番号

北海道網走支庁長

紋別市元紋別163番1、164番1

紋別市元紋別163番地1

有限会社 レーシングカート紋別

代表取締役 品川 李明

平成13年10月22日

北海道網走支庁長

太田 敏 夫

網走指第13ー8号

独立江差病院告示

北海道立江差病院告示第4号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月8日

北海道立江差病院長 鈴木 隆

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において北海道立江差病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

平成14年3月8日に一般競争入札の公告を行う北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借 (洗濯業務及び院内搬送業務を含む。) 契約

(2) 資格

北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借 (洗濯業務及び院内搬送業務を含む。) の資格 (以下「資格」という。)

(3) 物品等の種類

北海道立江差病院の患者等の寝具類

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

(5) 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第9条の14に規定する基準に適合している者であること。

(6) 北海道立江差病院の患者等の寝具類を北海道立江差病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

(7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合 (以下「中小企業等協同組合」という。) 及び中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) 第3条第1項第7号に掲げる協業組合 (以下「協業組合」という。) については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から15日までの間にしないべからない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立江差病院 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立江差病院告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月8日

北海道立江差病院長 鈴木 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 調達をする物品等の名称

北海道立江差病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立江差病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 28,365組
病衣延べ 22,891組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年4月1日から9月30日まで

(4) 納入場所 北海道立江差病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立江差病院告示第4号に規定する北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院
(郵送による場合は、郵便番号 043-0022 北海道立江差病院)

(2) 入札日時 平成14年3月19日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
(2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立江差病院 イ 所 在 地 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 電話番号 01395－2－0036 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
道立寿都病院告示	
北海道立寿都病院告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年3月8日 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立寿都病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。	
(1) 契 約 平成14年3月8日に一般競争入札の公告を行う北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 北海道立寿都病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立寿都病院の患者等の寝具類を北海道立寿都病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から14日までの間にしななければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地	

北海道立寿都病院 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立寿都病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月8日

北海道立寿都病院長 樫野隆二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立寿都病院の患者等の寝具の借入に係る1組1日当たりの単価及び北海道

立寿都病院の患者等の病衣の借入に係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 2,562組

病衣延べ 1,806組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年4月1日から9月30日まで

(4) 納入場所 北海道立寿都病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立寿都病院告示第1号に規定する北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院

(2) 入札日時 平成14年3月18日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例

によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内で

あって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時にいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立寿都病院 イ 所 在 地 郵便番号 048－0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 電話番号 0136－62－2411 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
独立紋別病院告示	
北海道立紋別病院告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年3月8日 北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立紋別病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年3月8日に一般競争入札の公告を行う北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。） 契約 (2) 資 格 北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 北海道立紋別病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。	
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立紋別病院の患者等の寝具類を北海道立紋別病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から15日までの間にしななければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立紋別病院 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの	

- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立紋別病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年3月8日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 調達をする物品等の名称
北海道立紋別病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立紋別病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価及び数量
イ 数量
調達予定数量 寝具延べ 34,221組
病衣延べ 11,088組
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成14年4月1日から9月30日まで
- (4) 納入場所 北海道立紋別病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成14年北海道立紋別病院告示第1号に規定する北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所

- 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院 別棟会議室（郵送による場合は、郵便番号 094－8709 北海道立紋別病院庶務課）
- (2) 入札日時 平成14年3月19日 午後1時30分（郵送による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 6 郵便等による入札
(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。
- 7 電子入札の可否
否

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立紋別病院庶務課 イ 所 在 地 郵便番号 094－8709 北海道紋別市緑町 5丁目6番8号 電話番号 01582－4－3111 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
道立北見病院告示	
北海道立北見病院告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年 3月 8日 北海道立北見病院長 夷 岡 迪 彦 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立北見病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年 3月 8日に一般競争入札の公告を行う北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 北海道立北見病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立北見病院の患者等の寝具類を北海道立北見病院長が指定する日時及び場所にて	
確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から14日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立北見病院 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。	

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立北見病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月8日

北海道立北見病院長 夷 岡 迪 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立北見病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立北見病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 17,385組

病衣延べ 12,830組

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成14年4月1日から9月30日まで

- (4) 納入場所 北海道立北見病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立北見病院告示第1号に規定する北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院

（郵送による場合は、郵便番号 090-0058 北海道立北見病院）

- (2) 入札日時 平成14年3月18日 午後4時（郵送による場合は、必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立北見病院

イ 所在地 郵便番号 090-0058 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号

電話番号 0157-24-6261

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

道立羽幌病院告示

北海道立羽幌病院告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月8日

北海道立羽幌病院長 佐 藤 卓

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において北海道立羽幌病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年3月8日に一般競争入札の公告を行う北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）契約

(2) 資 格 北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 北海道立羽幌病院の患者等の寝具類

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。

(6) 北海道立羽幌病院の患者等の寝具類を北海道立羽幌病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

(7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32

年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から14日までの間にしななければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立羽幌病院 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立羽幌病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月8日

北海道立羽幌病院長 佐藤卓

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立羽幌病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立羽幌病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 13,725組
病衣延べ 5,572組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年4月1日から9月30日まで

(4) 納入場所 北海道立羽幌病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立羽幌病院告示第1号に規定する北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院1階会議室
（郵送による場合は、郵便番号 078-4197 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課）

(2) 入札日時 平成14年3月18日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立羽幌病院
イ 所在地 郵便番号 078-4197 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地
電話番号 01646-2-1276

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道立緑ヶ丘病院告示

北海道立緑ヶ丘病院告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月8日 北海道立緑ヶ丘病院長 伊 藤 哲 寛 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立緑ヶ丘病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年3月8日に一般競争入札の公告を行う北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借 (洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。) 契約 (2) 資 格 北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借 (洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。) の資格 (以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類を北海道立緑ヶ丘病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合 (以下「中小企業等協同組合」という。) 及び中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) 第3条第1項第7号に掲げる協業組合 (以下「協業組合」という。) については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合 (以下「企業組合」という。) 及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占	めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から15日までにしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立緑ヶ丘病院 北海道河東郡音更町緑が丘1番地 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合 (企業組合を除く。) である資格を有する者でその構成員 (資格を有する者であるものに限る。) を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の変更手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道立緑ヶ丘病院告示第2号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 平成14年3月8日 北海道立緑ヶ丘病院長 伊 藤 哲 寛
---	---

1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 調達をする物品等の名称
北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立緑ヶ丘病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価
イ 数量
調達予定数量 寝具延べ 34,953組 病衣延べ 559組
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成14年4月1日から9月30日まで
(4) 納入場所 北海道立緑ヶ丘病院
2 入札に参加する者に必要な資格
平成14年北海道立緑ヶ丘病院告示第1号に規定する北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。
3 契約条項を示す場所
北海道河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院
4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 北海道河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院 2階研修室（郵送による場合は、郵便番号 080－0334 北海道立緑ヶ丘病院）
(2) 入札日時 平成14年3月19日 午前11時（郵送による場合は、必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
5 入札保証金
入札保証金は免除する。
6 郵便等による入札
(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
(2) 電報による入札は認めない。
7 電子入札の可否
否
8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 北海道河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院庶務課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書の作成の要否

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。)

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立緑ヶ丘病院

イ 所在地 郵便番号 080－0334 北海道河東郡音更町緑が丘1番地
電話番号 0155－42－3377

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道立向陽ヶ丘病院告示

北海道立向陽ヶ丘病院告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月8日

北海道立向陽ヶ丘病院院長 高橋 三郎

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において北海道立向陽ヶ丘病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 約 平成14年3月8日に一般競争入札の公告を行う北海道立向陽ヶ丘

病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類を北海道立向陽ヶ丘病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から14日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地	北海道立向陽ヶ丘病院 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道立向陽ヶ丘病院告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年3月8日 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価 イ 数量 調達予定数量 寝具延べ 30,927組 北海道立向陽ヶ丘病院長 高 橋 三 郎
---	---

病衣延べ 10,361組 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約 期 間 平成14年 4月1日から 9月30日まで (4) 納 入 場 所 北海道立向陽ヶ丘病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道立向陽ヶ丘病院告示第1号に規定する北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借 (洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。) の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院 (郵送による場合は、郵便番号 093-0084 北海道立向陽ヶ丘病院) (2) 入 札 日 時 平成14年 3月18日 午後1時30分 (郵送による場合は、必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 郵便等による入札 (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 7 電子入札の可否 否 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額 (単価) が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則 (昭和43年北海道規則第40号) 第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格 (単価) の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 要	
11 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱いは入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額 (単価) とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること (消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立向陽ヶ丘病院 イ 所 在 地 郵便番号 093-0084 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 電話番号 0152-43-4138 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
釧路病院告示	
北海道立釧路病院告示第1号 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年 3月 8日	
1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立釧路病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年 3月 8日に一般競争入札の公告を行う北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借 (洗濯業務及び院内搬送業務を含む。) (2) 資 格 北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借 (洗濯業務及び院内搬送業務を含む。) の資格 (以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立釧路病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。	

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立釧路病院の患者等の寝具類を北海道立釧路病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から15日までの間にしななければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立釧路病院 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資	格を有する者であるものに限る。）を変更したものと ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道立釧路病院告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年3月8日 北海道立釧路病院長 原 田 英 之 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 北海道立釧路病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立釧路病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価 イ 数量 調達予定数量 寝具延べ 10,980組 病衣延べ 9,816組 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成14年4月1日から9月30日まで (4) 納 入 場 所 北海道立釧路病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道立釧路病院告示第1号に規定する北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。
---	---

3 契約条項を示す場所 北海道釧路市桜ヶ岡 1 丁目 4 番 26 号 北海道立釧路病院
4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道釧路市桜ヶ岡 1 丁目 4 番 26 号 北海道立釧路病院 5 階会議室（郵送による場合は、郵便番号 085－0805 北海道立釧路病院） (2) 入 札 日 時 平成14年 3 月 19 日 午後 3 時（郵送による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 郵便等による入札 (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 7 電子入札の可否 否 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道釧路市桜ヶ岡 1 丁目 4 番 26 号 北海道立釧路病院 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第 1 項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第 1 項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を

加算した合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立釧路病院 イ 所 在 地 郵便番号 085－0805 北海道釧路市桜ヶ岡 1 丁目 4 番 26 号 電話番号 0154－91－2121 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
--

道立苫小牧病院告示

北海道立苫小牧病院告示第 1 号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年 3 月 8 日 北海道立苫小牧病院長 常 松 和 則	1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立苫小牧病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年 3 月 8 日に一般競争入札の公告を行う北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年 2 月 1 日現在において引き続き 2 年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の14に規定する基準に適合してい
---	--

る者であること。

(6) 北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類を北海道立苫小牧病院院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

(7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から14日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立苫小牧病院 北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立苫小牧病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月8日

北海道立苫小牧病院長 常 松 和 則

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立苫小牧病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立苫小牧病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 8,967組
病衣延べ 6,402組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成14年4月1日から9月30日まで

(4) 納 入 場 所 北海道立苫小牧病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立苫小牧病院告示第1号に規定する北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号 北海道立苫小牧病院

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号 北海道立苫小牧病院会議室（郵送による場合は、郵便番号 053-0045 北海道立苫小牧病

院）

(2) 入 札 日 時	平成14年3月18日	午後2時（郵送による場合は、必着）
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。	
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。	
5 入 札 保 証 金	入札保証金は、免除する。	
6 郵便等による入札		
(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。		
(2) 電報による入札は認めない。		
7 電子入札の可否	否	
8 入札説明書の交付に関する事項		
(1) 交 付 場 所	北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号 北海道立苫小牧病院庶務課	
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。	
9 落札者の決定方法	有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。	
10 契約書作成の要否	要	
11 そ の 他		
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。		
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	ア 名 称 北海道立苫小牧病院庶務課 イ 所 在 地 北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号 郵便番号 053－0045 北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号 電話番号 0144－34－1651	
(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。		

- (5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

独立中央農業試験場告示

北海道立中央農業試験場告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月8日

北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭

- 1 資格及び調達をする役務の種類
平成14年度において北海道立中央農業試験場が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成14年3月12日に一般競争入札の公告を行う北海道立中央農業試験場電話交換業務委託契約

- (2) 資 格 北海道立中央農業試験場電話交換業務委託の資格（以下「資格」という。）

- (3) 役 務 の 種 類 北海道立中央農業試験場電話交換業務委託
2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 道税を滞納している者でないこと。
(5) 平成14年2月1日現在において、引き続き2年以上電話交換業務を営んでいること。
(6) 1年以上電話交換業務に従事した経験を有する者を常時2名以上雇用していること。
(7) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
(8) 北海道空知支庁管内に本社、支店等の営業拠点を置く者であること。

- 3 資格要件の特例
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32

年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(4)から(6)までに掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月8日から22日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道立中央農業試験場総務部総務課 イ 提出先の所在地 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。	(2) 資格に関する営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
	道立林業試験場告示 北海道立林業試験場告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年3月8日 北海道立林業試験場長 鶴 丸 哲 司 1 入札に付する事項 (1) 調達をする貸貸借物品等の名称及び数量 林業試験場ネットワークの情報機器等 1式（1月当たりの単価） (2) 調達をする貸貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成14年5月1日 (4) 契 約 期 間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納 入 場 所 北海道立林業試験場 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定するものでないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 障害発生時に、速やかな対応がとれる者であること。 (5) 道の平成13年度及び平成14年度の電子計算機又は自動車の貸貸借契約に係る競争入札参加資格者名簿の業務別分類で電子計算機（大分類20、中分類205）に登載されているものであり、かつ、北海道内に本・支店等営業の拠点を有するものであること。 (6) 当該貸貸借機器に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するか

どうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成14年3月8日から15日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-0198 北海道美幌市光珠内町東山

北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科
電話番号 01266-3-4164 内線 257

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道美幌市光珠内町東山 北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道美幌市光珠内町東山

北海道立林業試験場

(2) 入札日時 平成14年4月1日(月) 午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道美幌市光珠内町東山

北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内であって最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する

額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科

イ 所在地 郵便番号 079-0198 北海道美幌市光珠内町東山

電話番号 01266-3-4164 内線 257

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成14年3月8日

北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道奈井江商業高等学校総合実践装置 一式

(2) 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成14年3月29日(金)

(4) 納入場所 北海道奈井江商業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

第1346号

北海道公報

3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成14年3月8日から15日まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068－8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局会議室（北海道空知支庁3階）（郵送による場合は、郵便番号 068－8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課） (2) 入札日時 平成14年3月18日（月）午前10時（郵送による場合は、平成14年3月15日までに必着のこと。） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 その他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁空知教育局企画総務課 イ 所在地 郵便番号 068－8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 電話番号 0126－23－2231 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続きの停止などが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
調 達 条 件 説 明 書	
北海道警察本部告示第32号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年3月8日 北海道警察本部長 上 原 美都男	
1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 ア 調達をする物品の名称 重油（J I S 1種2号） 1リットル当たりの単価 イ 数量（調達予定数量） 339,000リットル	

- 2 調達をする物品の仕様等 (1)に同じ。
- 3 契 約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- 4 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- 1 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- 2 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- 4 調達をする物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- 1 この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3及び4に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成14年3月8日から20日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110 内線 2236
- 2 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110 内線 2236
- 5 入札執行の場所及び日時
- 1 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
- 2 入 札 日 時 平成14年3月26日 午前11時
- 3 開 札 場 所 (1)に同じ。
- 4 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。
- 7 郵便等による入札

- 1 郵便による入札は、認めない。
- 2 電報による入札は、認めない。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- 1 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110 内線 2236
- 2 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 9 落 札 者 の 決 定 方 法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契 約 書 作 成 の 要 否
- 11 そ の 他
- 1 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011－251－0110 内線 2236
- 4 この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- 5 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- 6 この入札の執行は、公開する。
- 7 詳細は、入札説明書による。
- 北海道警察本部告示第33号
- 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年3月8日
- 北海道警察本部長 上 原 美都男
- 1 入 札 に 付 す る 事 項

第1346号

北海道公報

						(1) 調達をする物品の名称及び数量 ア 調達をする物品の名称 灯油（J I S 1号） 1リットル当たりの単価 イ 数量（調達予定数量） 243,000リットル (2) 調達をする物品の仕様等 (1)に同じ。 (3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。 (4) 調達をする物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年3月8日から20日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060—8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011—251—0110 内線 2236 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011—251—0110 内線 2236 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入 札 日 時 平成14年3月26日 午前11時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
						6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 郵便等による入札 (1) 郵便による入札は、認めない。 (2) 電報による入札は、認めない。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011—251—0110 内線 2236 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落 札 者 の 決 定 方 法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011—251—0110 内線 2236 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。